かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告書 (概要版)

令和6年9月 鹿 児 島 県

第1 かごしまの食、農業及び農村の動向

1	食料・農業・農村基本法の改正等について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
2	食料安全保障の確保について・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
3	環境への負荷の低減の促進について・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4	担い手の確保・育成について・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
5	県産農畜産物の付加価値の向上について・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
6	県産農畜産物の輸出拡大について・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
7	スマート農業の推進について・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	O
8	家畜防疫対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
9	サツマイモ基腐病の防除対策について・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
0	野生鳥獣による農作物被害の防止対策について		-	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
1	荒廃農地対策について ・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4

第2 かごしまの食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果 15

- 〇 国では、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口の減少などの食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応するため、「食料・農業・農村基本法」の改正案を令和6年2月に国会に提出し、同年5 月に成立
- 県では、基本法に基づき講じられる国の施策と足並みを揃えた取組を進めてきており、今般の改正基本法で新たに盛り込まれた内容を踏まえ、本年度中の「かごしま食と農の県民条例」の改正に向けて検討を進めているところ
- 1 改正「食料・農業・農村基本法」の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を

「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。

(第2条第1項関係)

- ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、 国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が 図られなければならない旨を規定。 (第2条第4項関係)
- ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質。評価が適切に反映されつつ、 食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者により その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。 (第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
- ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
- ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等) (第22条関係)
- ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。 (第3条関係)
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。 (第5条関係)
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の 強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向 上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業体)の活動促進 家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。 (第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。 (第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農油)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、農働害対策等を規定。 (第43条から第49条まで関係)

2 かごしま食と農の県民条例の概要

基本的施策

県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

食育及び地産地消に関する施策

・食育に関する施策 ・地産地消に関する施策

安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策

- ・環境との調和に配慮した産地づくり等に関する施策
- ・食の安全・安心対策に関する総合的施策

担い手確保・育成に関する施策

- ・経営改善意欲のある農業者の確保・育成に関する施策
- ・新たに就農しようとする者の確保・育成に関する施策
- ・女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備に関する施策
- 高齢者が活動しやすい環境整備に関する施策
- ・集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進に関する施策

農地利用、基盤整備等に関する施策

・農地利用に関する施策 ・基盤整備等に関する施策

生産振興、販売・流通等に関する施策

- ・需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等に関する施策
- ・かごしまブランドの確立等に関する施策
- ・農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成に関する施策
- 農畜産物の販路拡大等に関する施策
- ・加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等に関する施策
- ・観光産業及び外食産業との連携に関する施策

生産性向上に関する施策

- 農業技術の開発等に関する施策
- ・普及指導活動の内容及び体制に関する施策
- 動植物の防疫体制に関する施策

農業災害防止等に関する施策

農村振興に関する施策

基本法改正や関係者等からの意見を踏まえ,県民条例

を見直

動向編 2 食料安全保障の確保について

- 〇 世界的な人口増加による食料需要の増加や異常気象による大規模な不作, 昨今のウクライナ情勢の緊迫化等 による生産資材価格の高騰など, 食料安全保障上のリスクが高まり, 食料安全保障の確保が喫緊の課題
- 〇 県では、食料安全保障の確保に向け、食料の安定生産・供給を図るための生産基盤の強化に向けた取組への 支援を行うとともに、生産資材価格の高止まりにより厳しい状況に直面している生産者への支援を実施

1 生産基盤の強化に向けた取組への支援

- ◇ 県では、食料の安定生産・供給や飼料などの生産資材 の生産拡大に向けた取組等を実施
- ◇ 食料の安定生産・供給については、生産基盤の強化に 向け、冷蔵貯蔵施設や農業施設・機械の整備を支援する とともに、畑地かんがいや区画整理、農道等の基盤整備 等を推進
- ◇ 生産資材の生産拡大については、畜産が盛んな本県の 特徴を生かし、自給飼料の増産に向け、飼料作物の種子 代への助成や飼料生産を支援する組織が受託面積を拡大 する際の経費を助成するとともに、堆肥の配合割合が高 い肥料の施肥法の開発等を実施

【生産基盤の強化に向けた本県の主な支援策】

事業名	事業内容
産地パワーアップ事業	地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等 が高収益作物・栽培体系への転換等を図るため、施設整備や農業機械及び省エネ機器の 導入等を支援
畑地帯総合農地整備事業	畑作地帯における畑地かんがい施設やほ場及び農道等の整備など、総合的な基盤整備を 実施
地域資源フル活用飼料増産対 策事業	飼料自給率の向上を図るため、自給飼料の増産に向けた取組を支援

2 生産資材価格高騰対策への対応

(1) 生産資材価格の動向

◇ 令和5年の価格指数は、令和2年と比較し、原油価格や 輸入原料価格の上昇により、燃料や肥料、飼料がいずれも 3~5割程度上昇

(2) 県の対応

◇ 県では、生産資材価格の高騰による農家負担の軽減を図るための支援等について予算を措置

【生産資材の価格高騰に対する支援策】

区分	事業名	事業内容
R4年度 9月補正	肥料価格高騰緊急支援事業	肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して、 国の支援と合わせ、肥料コスト上昇分の一部を支援する
R4年度	茶·施設園芸燃油高騰対策緊 急支援事業	燃料高騰による茶工場及び施設園芸農家の経営への影響緩和を図るため、国のセーフティネット構築事業への加入時に生産者が負担する経費の一部を支援する。
3月補正	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者の 負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る
R5年度 9月補正	肥料価格高騰緊急支援事業	肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して、 国の支援と合わせ、肥料コスト上昇分の一部を支援する (R4年度9月補正の不足分を措置)
R6年度	茶・施設園芸燃油高騰対策緊 急支援事業	燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家に対し、国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する経費の一部を支援し、制度への加入を促進するとともに、農家経営への影響緩和を図る
当初	配合飼料価格高騰対策緊急支 援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和す るため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者の 負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る

動向編 3 環境への負荷の低減の促進について

- 国は、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(通称:みどりの食料システム法)を施行
- 〇 県は、令和5年3月に、みどりの食料システム法に基づく「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に係る基本的な計画」(以下、基本計画)を県内全市町村と共同で策定し、これに基づき、環境負荷低減に資する目標の達成に向け、各地域での取組を推進

1 基本計画に位置付けた環境負荷低減の目標

項目		基準値	→		目標値
化学農薬の使用量	R元:	34 kg/ha	→	R 12:	31 kg/ha
化学肥料の使用量	H28:	272 kg/ha	→	R12:	218 kg/ha
有機農業取組面積	R元:	999 ha	→	R13:	2,000 ha
有機JAS認証取得割合	R元:	80 %	→	R13:	90 %
バイオマス利用率	H27:	88 %	→	R7:	96 %
産業部門における 温室効果ガスの排出量	H25 :	2, 388 チトン002	→	R 12 :	1,308 千トン002

2 県の取組及び成果

◇ みどりの食料システム法に基づく新たな認定制度の推進 環境負荷の低減に取り組む生産者が5年間の事業計画を 作成し、県知事が認定するみどり認定制度を推進しており、 これまでに団体や個人合わせて58人を認定





県内第1号認定のJAいぶすきエコオクラグループ (土着天敵の活用による化学農薬低減等の取組)

◇ 有機農業の推進

- ・ オーガニックビレッジ宣言を行った 県内4市町(南さつま市,湧水町,南 種子町,徳之島町)に対して,有機農 業技術の実証や,有機農産物の学校給 食への納入などの取組を支援
- ・ 有機 J A S 認証取得を希望する農業 者への支援を行うため、県の普及指導 員など20人を有機 J A S 指導員として 育成
- ・ 有機農業に係る消費者等の理解促進 を図るため、消費者団体や流通事業者 と、有機農産物の消費拡大や販売促進 等についての意見交換会を開催
- ◇ **畜産業における温室効果ガス排出削減** 飼料用アミノ酸を活用し、牛のゲップ から排出される温室効果ガスの削減等を 図るため、令和6年4月2日に、飼料用 アミノ酸メーカーや畜産関係団体・事業 者等と連携協定を締結



学校給食での有機農産物の活用



有機JAS指導員研修



飼料用アミノ酸メーカー等との 連携協定締結

動向編 4 担い手の確保・育成について

- 〇 県では、就農希望者への就農相談の充実や研修の実施、新規就農者に対する施設、機械の導入支援、認定農業者や農業法人の経営発展に向けた取組への支援など、各段階に応じた様々な支援を実施
- 農地中間管理機構や市町村等との連携による担い手への農地集積・集約化を促進
- 農業分野における担い手の労働力不足に対応するため、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備や農福連 携の取組を推進

1 現状と課題

- ◇ 高齢化等により、農業者、基幹的農業従事者が減少する中、 認定農業者や認定新規就農者などの担い手の数は目標とする 1万経営体を確保
- ◇ 本県農業の持続的な発展には、担い手の確保・育成や農業 法人等における労働力の確保、担い手への農地集積・集約化 の取組が必要 【担い手の推移】 (単位:経営体)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4/H28	目標(R7)
い手	10, 600	10, 704	10, 826	10, 782	11, 101	11, 093	10, 567	99.7%	10,000
○認定農業者	8, 191	8, 116	8.075	7, 914	7.866	7, 644	7, 588	92.6%	
うち個人	7, 105	6, 992	6,883	6, 688	6, 613	6, 379	6, 283	88. 4%	
うち法人	1,086	1, 124	1, 192	1, 226	1, 253	1, 265	1, 305	120. 2%	
〇認定新規就農者 ※	433	537	625	563	532	511	537	124.0%	
○集落営農経営	35	37	35	33	31	30	25	71.4%	
○基本構想水準到達者	1, 941	2,014	2,091	2, 272	2, 672	2, 908	2, 417	124.5%	

※認定新規就農者:R3年度までは人数(夫婦共同申請の場合は2カウント), R4年度からは経営体数でカウント

資料:県調べ

2 担い手の確保・育成に向けた取組

- ◇ 新規就農者の確保に向け、関係機関・団体と連携し、就 農希望者に対する就農・就業相談会の開催、就農準備者に 対する農業大学校における農業実践教育、新規就農者に対 する施設・機械の導入支援などを実施
- ◇ 認定農業者等の担い手の確保・育成に向け、税理士等の 専門家派遣等による法人化や経営継承等への支援や、経営 発展を目指す農業経営者に対して、経営のノウハウを学ぶ 「かごしま農業次世代トップリーダー塾」を開催
- ◇ 農業参入を志向する福祉施設等を対象とした技術支援等 を実施

3 農地の集積・集約化に向けた取組

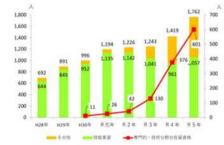
- ◇ 地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域 計画」の今年度中の策定に向け、取組方策の検討や市町村等 に対する助言等を実施
- ◇ 農地中間管理事業や同事業と連携した基盤整備事業の実施, 農地の貸借ニーズの意向把握,機構集積協力金制度等の活用 など,農地の集積・集約化に向けた取組を推進

4 労働力確保に向けた取組

◇ 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な実施に向けた研修会を開催するとともに、ほ場でのトイレ設置や住宅の冷暖房施設の整備など、外国人材が働きやすい就業・生活環境を整備するためのモデル的な取組を支援



農作業請負方式技能実習



在留資格別外国人労働者数の推移(農林業)

◇ 障害者が農業分野で活躍する農福連携を実践・支援する人材を育成するための研修会の開催や、農福連携の基礎知識や農作業分析等についてまとめたマニュアルを作成

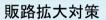
動向編 5 県産農畜産物の付加価値の向上について

- 生産者,関係機関・団体が一体となって、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給するための「産地づくり」と、県産農畜産物のイメージアップによる「販路拡大」を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開
- 〇 県産農畜産物の付加価値の向上のため、商談や販売支援による販路開拓、大隅加工技術研究センターにおける加工・流通技術の研究・開発や技術支援による商品開発等を推進

1 かごしまブランドの推進

産地づくり対策

- ◇ 産地が市場評価を把握し、品質の良い 農畜産物を供給するため、市場関係者と 産地が合同で査定会を開催
- ◇ 産地が安心・安全な農畜産物を供給で きるよう,「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」 等の認証を推進しており,令和6年5月末時点で,野菜,果物, 花きなど,157団体(28品目)をかごしまブランド団体に認定



◇ 大消費地の老舗高級果物店でのPRと 販売促進

東京の老舗高級果物店と連携し,「かごしまフェア」を開催し,「大将季」や「きんかん(春姫)」,「パッションフルーツ」等を販売

◇ 調理師専門学校と連携した認知度向上 将来,食の実需者となる調理師専門学 校の学生を対象に,県産食材の認知度向 上に向け,「かごしまの『食』体験授業」 や,同校の講師が考案した新メニューの 発表等を行う「かごしまの『食』発表会」 を開催



高級果物店での販売促進 (パッションフルーツ)



かごしまの『食』発表会

◇ ホテル、レストラン等へのPR

鹿児島黒牛をはじめとする県産農畜産物の認知度向上を図り、継続的な取引や販路拡大につなげるため、首都圏の飲食店において「鹿児島黒牛日本一レストランフェア」を開催するとともに、シェフによる産地視察、知事トップセールス等を実施



シェフによる産地視察

知事トップセールス

◇ 「かごしまブランド産品」等の情報発信

- ・ 県産農畜産物の認知度向上に向け、「かごしまの食ウェブサイト」等の活用や、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」等の各種イベントにおいて情報を発信
- ・ 首都圏において、羽田空港でのPR看板の掲示など、和 牛日本一の「鹿児島黒牛」をはじめとする県産和牛をPR



かごしまの食ウェブサイト



かごしま国体・かごしま大会でのPR

2 付加価値の向上

◇ 6次産業化事業者の支援

鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンターを設 置し、6次産業化に関する相談対応や、事業者への専門家 派遣を通じた経営戦略の策定・実行を支援







6次産業化スタートセミナー

◇ 6次産業化商品の販路開拓支援

- 6次産業化商品の販路拡大に向け、首都圏等で開催さ れる展示・商談会への出店を支援
- ・ 県内外の小売店等で6次産業化商品の販売スペースを 確保し、事業者による商品の試食・販売を支援



FOOD STYLE Japan 2023での展示・商談 ショッピングモールでのPR販売



◇ 優良事例集の作成

・ 6次産業化事業者への 実態調査をもとに,優良 事例や支援策等をまとめ た6次産業化ガイドブッ クを作成し、県HPでも 紹介



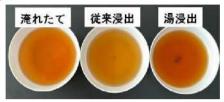
6次産業化ガイドブック

◇ 大隅加工技術研究センターによる県産農産物の高付加価値 化支援

・ 付加価値の高い革新的加工技術、市場拡大に向けた高品 位貯蔵・流通技術等の研究・開発



製パンに適した水稲品種の選定と 米粉による製パン技術



紅茶のフリーズドライ製造技術

・ 施設を開放し、食品加工事業者等が自ら 行う加工品開発の取組を支援



乳酸菌入甘酒の フリーズドライ



緑茶・ほうじ茶飲料 のフリーズドライ



バレイショ真空フライ 菓子ハブ味

大隅加工技術研究センターの支援により開発された商品(例)

真空フライ加工技術や食品分析などの実技セミナー, 6次産業化に関する基本的な知識や加工技術を学べる6 次産業化スタートセミナーを開催



真空フライセミナー



公開デー 子供達の体験学習

動向編 6 県産農畜産物の輸出拡大について

- 県産農林水産物の輸出拡大に向け「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、戦略的な取組を展開
- 〇 令和3年度の県産農林水産物の輸出額が約311億円となり、令和7年度の目標額約300億円を達成したことから、令和5年3月にビジョンを改訂し、新たな目標額を約500億円に設定
- 令和5年度の県産農林水産物の輸出額は、対前年度比12%増の約367億円

1 輸出の状況

- ◇ 国は、農林水産物・食品の輸出額を令和12年までに 5兆円に拡大するとの目標を掲げ、輸出産地の形成に 向けて必要な施設整備等を重点的に支援
- ◇ 本県の令和5年度の農林水産物の輸出額は約367億円で、農畜林水すべての部門で輸出額が増加し、3年連続で公表開始以降最高額を更新

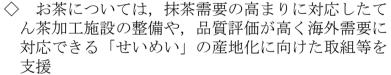


2 輸出拡大に向けた具体的な取組

◇ 令和5年度に官民一体となった輸出推進体制「GFP鹿児島」を設置し、輸出商社やコンサル等の専門家も参画の下、県内4地域において、輸出に関心のある事業者の幅広い掘り起こしを目的としたセミナーなどを開催

「つくる」

◇ 牛肉については、牛舎等の整備や肉用牛繁殖雌牛 の増頭による生産基盤の維持・強化、輸出先国・地 域の基準に対応した食肉加工施設等の整備を実施





「せいめい」研究会

畜産クラスター事業に



「あつめる・はこぶ」

◇ 鹿児島発の定期船便(那覇航路)と沖縄国際物流ハブ空港を利用する輸送スキーム「SHIP&AIR」を活用する「沖縄国際物流ハブ活用商談会」を開催

「うる」

- ◇ 畜産物については、台湾や米国等で開催された海外展示会等に出展するとともに、海外における販売 指定店制度を推進
- ◇ お茶については、米国での現地デスク等を活用した情報収集・発信、茶商等が行う見本市や海外商談会等への出展を支援
- ◇ 青果物等については、現地レストランと連携した 海外プロモーションを実施



木国での販売会



香港プロモーション

動向編 7 スマート農業の推進について

〇 県では、労働力不足や生産性向上等の課題解決に向けて、「鹿児島県スマート農業推進方針」に基づき、スマート農業に関する農業者の理解促進や、農業開発総合センター内の拠点施設を活用したスマート農機の実演会等の開催に加え、県内各地域での現地実証活動により、省力化や増収等の効果を確認

1 現状と課題

- ◇ 農業の生産現場では、担い手の高齢化や労働力不足が深刻化
- ◇ 一方で、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省 力化や高品質生産等を可能にする「スマート農業」への期待の 高まり
- ◇ スマート農業の普及には、農業者等のスマート農業に関する 理解促進、指導者等の人材育成、地域特産品目に応じた先端技 術開発への支援が必要

2 農業者の理解促進

◇ スマート農業に関する農業者の理解促進と導入推進を図るため、県内外のスマート農業技術実証成果の報告や講演、スマート農機等の実演・展示等に関する研修会等を開催

3 推進に向けた体制づくり

◇ 令和4年4月に農業開発総合センター内に設置した「スマート農業拠点施設」を活用し、スマート農機の実演会等を開催





スマート農業拠点施設とスマート農機実演会

4 実装に向けた取組の展開

◇ スマート農業の導入実証活動の支援

令和5年度は、施設園芸における複合環境制御装置や、 夏場のビニールハウスにおけるドローンによる遮光資材 散布などの技術実証を行い、効果を確認

【導入実証活動の主な成果事例】

L -	- /\~n	「一切の工で及不事」)」
実証技術	実証地区	実証の成果(具体例)
複合環境制御	大隅	・ハウス管理の大幅な省力化
技術を活用し	3.500000	・情報統合基盤データに基づく栽培管理による増収
た施設園芸栽		・東出良町(ビーマン)では、実証に取り組んだ会員へ
蟒		、の平均反収が3割増加
AI分娩検知シ	北薩	・分娩兆候が携帯端末に通知され、分娩の見逃しの回避
ステムを活用		分娩管理が大幅に軽減
した分娩管理		「薩摩川内市(肉用牛)では、分娩検知率が90%以上
の検証		と高く、分娩管理が大幅に軽減
ドローンによ	南降	・ハウスへの遮熱剤散布により最高温度を3.2℃下げら
る輪ギク栽培		れたとともに、人力による危険な散布作業を回避(危
ハウスの夏期		険回避と省力化)
昇温抑制効果		「枕崎市(輪ギク)では、人力による遮熱剤散布作業 〕
on the sal		た ドローン学表に 系式 1 丁宝協



複合環境制御技術を活用した施設園芸栽培



ドローンによる遮熱剤散布

◇ スマート農業技術を活用した「モデル産地」育成及び導入支援

スマート農業技術を活用したモデル産地の育成に向けて, 曽於地域におけるスマート農機一貫作業体系の実証活動や データ駆動型農業の実践に向けた取組等を支援



高速2段局所施肥機





乗用型全自動移植機

防除用ドローン

動向編 8 家畜防疫対策について

- 〇 高病原性鳥インフルエンザについては、令和5年11月に佐賀県の養鶏場において発生が確認されて以降、令和6年4月までに全国で10県11事例の発生が確認され約85.6万羽の鶏を殺処分本県では、令和5年12月に出水市、翌年2月に南さつま市の養鶏場で発生を確認し約3.6万羽の鶏を殺処分
- 豚熱については、令和5年8月の佐賀県の養豚場での発生を受け、養豚場におけるワクチン接種を開始し、 12月25日に初回接種を完了。また、野生イノシシの検査を強化するとともに、九州の野生イノシシでの感染拡 大に備え、経口ワクチンの散布体制の整備等を協議

1 高病原性鳥インフルエンザへの対応

◇ 発生状況及び県の対応

- ・ 令和5年度シーズンは,全国で10県11 事例で確認され,本県でも,令和5年12 月に出水市,翌年2月に南さつま市の養 鶏場で発生を確認
- ・ 県では、県内養鶏場での簡易検査陽性 を確認後、直ちに「県対策本部会議」を 開催し、周辺農場の飼養状況の確認や移 動自粛の要請などを実施するとともに、 発生農場における鶏の殺処分や、処分鶏、 糞、飼料等の埋却及び農場の清掃・消毒 等を実施

◇ 埋却地からの汚水漏出事案への対応

- ・ 令和4年度に出水市において,埋却地から汚水が漏出し,近隣の長迫池において悪臭と汚水が確認される事案が発生
- ・ 県では、水質改善を図るとともに、漏 出の原因となった埋却物を新たな埋却地 へ移設
- ・ 本年7月現在、水質の異常値は確認されておらず、オタマジャクシなどの水生生物の生息も確認



鶏の搬出



鶏の殺処分





長迫池の様子

2 豚熱及びアフリカ豚熱への対応

◇ 豚熱の発生状況及び県の対応

- ・ 豚熱については、令和5年8月に佐賀県の養豚場で九州で初めての発生が確認され、国は同年9月には九州7県をワクチン接種推奨地域に設定
- ・ 県では、ワクチン接種体制の整備を進め、9月27日から養豚場におけるワクチン接種を開始、12月25日に初回接種を完了し、その後、生まれてくる子豚等に対する継続的なワクチン接種を実施中



ワクチン接種の様子

・ 野生イノシシにおける豚熱感染の拡大に備えて、県野 生イノシシ豚熱経ロワクチン対策協議会を設立し、令和 6年7月に、ワクチンの散布体制の整備等について協議

◇ アフリカ豚熱への対応

- ・ アフリカ豚熱については、令和5年12月に韓国の釜山 で野生イノシシの感染が確認され、国内への侵入リスク が非常に高い状況
- ・ 海外からの侵入防止対策として、国と連携し、令和6年5月及び8月に海外からの輸入禁止畜産物の持ち込み 防止等に係る広報キャンペーンを実施

動向編 9 サツマイモ基腐病の防除対策について

- 県では令和7年産までに1万ヘクタール分の健全苗と健全なほ場を確保することを目標とした「鹿児島県サッマイモ基腐病対策アクションプログラム」(以下:アクションプログラム)を令和4年1月に策定し、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進
- 〇 令和5年産のサツマイモ基腐病の発生状況は、令和4年産に比べて半減したものの、依然として約2割のほ場で発生が見られたことから、引き続き、基腐病対策の継続が必要なお、令和6年産の発生状況は、8月1日現在で、昨年度同時期とほぼ同程度の4.3%(昨年は4.5%)

1 現状と課題

- ◇ 本県のさつまいもは、全国第1位の生産量を誇り、畑 作における輪作体系や防災営農の面からも重要な作物で あり、サツマイモ基腐病のまん延防止は喫緊の課題
- ◇ 県では、アクションプログラムに基づき、ほ場に基腐 病菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」3 つの対策を総合的に推進

2 令和5年度の取組

◇ 「持ち込まない」対策

・ 健全苗確保に向け、蒸熱処理装置を活用した種いも 消毒を推進するとともに、蒸熱消毒前後における種い もの取り扱いや適切な苗消毒等について指導

◇ 「増やさない」対策

- ・ 研修会等を通じて、排水対策や定期的な予防防除などを指導するとともに、でん粉用として抵抗性品種「こないしん」の活用を推進
- ・ 抵抗性品種「みちしずく」の焼酎用としての早期普及に向け、焼酎会社等を対象とした醸造適性検討会を 開催

◇ 「残さない」対策

・ 収穫直後の残さの持ち出しや、早期耕耘による残さ 分解促進の実践などを周知・指導するとともに、発生 の多いほ場については、輪作等を推進

◇ 補助事業を活用した生産者等支援

生産者に対し、健全苗や資材の購入、 排水対策・土層改良の取組を支援する とともに、民間育苗業者に対し、健全 苗確保に必要な農薬等の購入や、育苗 施設・蒸熱処理装置等の導入等を支援



種いもの蒸熱処理装置への搬入

3 取組の成果

◇ 令和5年産の発生状況は、令和4年産に比べて半減したものの、依然として約2割のほ場で発生が見られていることから、引き続き、防除対策の継続が必要

なお,令和6年産の発生状況は,8月1日現在で,昨年度同時期とほぼ同程度の4.3%(昨年は4.5%)

【基腐病の発生状況(R3~5)】

		被害の発生程度別面積(上段:被害面積割合,下段:面積換算)							
年産	作付面積	無	微 1株~3%未満	少 3~20%未満	中 20~40%未満	多 40~60%未満	甚 60%以上	備考 (微~甚)	
o #		25.5%	29.3%	26.6%	11.7%	5. 2%	1.6%	74. 5%	
3年	10, 300ha	(2, 627ha)	(3, 018ha)	(2, 740ha)	(1, 205ha)	(538ha)	(168ha)	(7, 674ha)	
45		65.1%	27.0%	5. 7%	1.6%	0.4%	0.1%	34. 9%	
4年	10, 000ha	(6, 514ha)	(2, 700ha)	(567ha)	(164ha)	(44ha)	(12ha)	(3, 486ha)	
		82.0%	14.1%	3, 1%	0.7%	0.1%	0.0%	18.0%	
5年	9,790ha	(8, 025ha)	(1, 385ha)	(306ha)	(66ha)	(8ha)	(0.5ha)	(1, 765ha)	

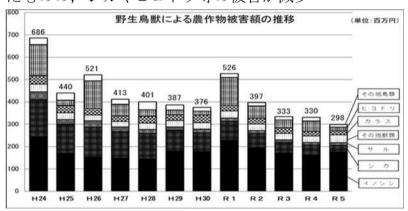
※ 作付面積は農林水産統計,被害面積は市町村報告

動向編 10 野生鳥獣による農作物被害の防止対策について

- 令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は、県全体で約2億9千8百万円(対前年度比90%)
- 県では、被害防止・軽減を図るため、「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つの 取組を総合的かつ一体的に推進するとともに、捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、ジビエ処理加工施設の 整備等を推進

1 農作物被害の現状

◇ 令和5年度の農作物被害は、イノシシ等の被害が増加し たものの、シカやヒヨドリ等の被害が減少



2 被害防止対策の推進

◇ 県では、被害防止・軽減を図るため、「寄せ付けない」 「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つの取組を 総合的かつ一体的に推進

◇ 集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会の開催

(さつま町・天城町で各4回開催)

地域住民が主体となって, 寄せ付 けない取組や侵入を防止する取組を 効果的に進めるため、鳥獣の潜み場 ・えさ場の解消作業、侵入防止柵の 設置や適正管理方法などについての 研修会を開催



鳥獣被害防止対策研修会 (さつま町)

◇ 鳥獣捕獲用のわなや侵入防止柵の整備 支援

箱わなやくくりわな等の捕獲機材(323基)の他、鳥獣サイズ の判別により効果的な捕獲を行うアニマルセンサー(19基)、捕獲 情報の通知によりわな見回りの省力化を可能とするオリワナシス テム機材(10基)等を導入するとともに、有害鳥獣のほ場への侵入 を防止する電気柵やワイヤーメッシュ柵 (193km) の整備など市 町村被害防止計画に基づく取組を支援

◇ 新たな捕獲従事者の確保

未来の農家ハンター確保に向け、農業大 学校の学生を対象に野生鳥獣による農業被 害の現状や対策等について講義

◇ 広域捕獲活動の実施

複数の市町村が連携し、同時に又は相互に 乗り入れて行う捕獲活動を県内4地域で実施するとともに、市町 村からの要請に基づき県が主体となって行う広域捕獲活動を薩摩 川内市及び隣接市町村境で開始

3 捕獲した鳥獣の利活用の推進

- ・ 県内では、国や市町村の補助を受けて 整備されたジビエ処理加工施設が10施設 稼働
- ・ 県では、ジビエ処理加工施設や関係者 等を対象に、ジビエ解体技術向上研修会 やジビエのおいしさを引き出すおいしいジビエセミナーを開催



シカの解体研修

・ 国が制定した「国産ジビエ認証制度」については、県内3施 設が認証を取得

動向編 11 荒廃農地対策について

- 〇 令和4年度の本県の荒廃農地は、約1万3千ha(農地面積に占める割合は約10%)で、このうち、再生利用が可能な荒廃農地は約5千ha
- 〇 県では、荒廃農地の発生防止・解消を図るため、農業生産活動の継続や、農地の保全管理等の取組を支援 するとともに、担い手への農地集積による農地流動化、荒廃農地や荒廃化のおそれのある農地の簡易な整備 など、様々な取組を推進

1 荒廃農地の現状と課題

◇ 令和4年度の本県の荒廃農地は、約1万3千haで、農地面 積に占める割合は約10%

このうち、再生利用が可能な荒廃農地は約5千ha

【本県の荒廃農地の状況】

(単位: ha)

1-1-2K-5 JILDE	THE PERSON DE LE	Ī			(4-12.110)
年 (年度)	耕地面積	荒 廃 農 地 ②=③+①	再生利用 が可能な 荒廃農地 ③	再生利用 が困難な 荒廃農地 ④	荒 廃 農地率 (%) ⑤=②/(①+②)
平成30年	117, 100	16,724	5, 348	11,375	12.5
令和元年	116,000	17, 174	5, 452	11,722	12.9
令和2年	114,800	17, 144	5, 425	11,719	13.0
令和3年度 [※]	112,900	13, 485	4, 889	8,597	10.7
令和4年度	111,800	12, 567	4, 940	7,627	10.1

(出典: 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)

◇ 荒廃農地は、農業生産の基盤である農地の減少や田園景観の悪化、病害虫の発生源や野生動物の潜み場となることによる鳥獣被害の発生など、農地の有効利用に支障を来すほか、農業の多面的機能の低下を招くこと等から、荒廃農地の発生防止・解消の推進が必要

2 荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組

◇ 日本型直接支払制度の活用

荒廃農地の発生防止・解消については、農業振興に特に重要である農用地区域内の再生利用可能な荒廃農地を優先的に、その解消を目指し、日本型直接支払制度の活用による農業生産活動の継続や農地の保全管理などの取組を実施



共同活動による農用地保全

◇ 最適土地利用推進事業の活用

枕崎市の田布川地 区において,当事業 の活用により,農地 の簡易な整備や蜜源 作物の作付け等により,約1.3haの荒廃 農地を解消



着手前の状況

着手後の栽培状況

◇ 所有者不明農地制度の活用

志布志市において、農地の所有者が不存在であることや 共有者が多数いることなどから貸借が困難で荒廃農地と なっていた畑地約1haが、当制度の活用により、新たな担 い手へ貸借がなされたことにより荒廃農地を解消

[※] 令和3年度から調査時期や項目等を見直し。

1 県民の農業及び農村に対する理解促進

- ◇ 県ホームページをはじめ、各種メディアを積極的に活用し、本県の農業・農村施策等に対する理解促進に努めた
- ◇ 動画や若手就農者へのインタビュー等を県ホームページに掲載するとともに、将来を担う小中学生にパンフレットを配布するなど、本 県農業の魅力発信や理解促進に向けた取組を実施

2 食及び農業生産の動向

- ◇ 食料自給率(令和4年度)
 - ・カロリーベースの自給率(概算値):80%(対前年比+1%)全国第8位
 - → かんしょについて、サツマイモ基腐病の防除対策により被害が減少したことなどにより生産量が増加(対前年比110%)したことや、ばれいしょの生育が順調であったことにより生産量が増加(対前年比107%)したことが主な要因
 - ・生産額ベースの自給率(概算値):249%(同-22%)全国第2位
 - → 国際的な穀物価格や飼料・肥料・燃油などの生産資材価格の上昇、円安等を背景に、輸入価格が上昇し、輸入額が増加したことが主な要因
- ◇ 農業産出額(令和4年)
 - 農業産出額:5,114億円(対前年比+117億円)全国第2位
 - → 部門別では耕種部門が1,560億円(同-20億円), 畜産部門が3,473億円(同+144億円), 加工農産物が81億円(同-7億円)

3 食育及び地産地消

- ◇ 食育活動に取り組む団体等の研修会へ食育アドバイザー(6人登録)を4回派遣し、地域での取組を支援
- ◇ 学校等における農林水産業体験活動を支援し、地域の農林水産業や食文化に対する理解を促進 (食育支援実施校:60校、支援回数:91回、支援人数:2,590人)
- ◇ 子どもたちへの食育に携わる指導者を対象に、体験活動を通じた食育の推進、本県農業に対する理解促進等を図るため、「食と農の指導者研修」を開催(参加者:52人)
- ◇ 高校生等を対象に県産食材を活用したメニューコンテストを実施(応募総数16校,301作品)するとともに,企業等と連携し,入賞作品の商品化に向けたマッチング交流会(参加者95人)や商品化されたメニューをPR・販売するフェアの開催(18店舗),SNS等を活用した情報発信などを通じて,若い世代をはじめとする幅広い県民に対して,食への関心を高める機会を創出

4 安全で安心な農畜産物の安定供給

- ◇ 環境への負荷を低減した生産方法である有機農業の促進のため、生産から消費まで一貫し地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の支援や消費者の理解促進に向けた広報活動などの取組により、有機農業の取組面積は1,306haに拡大
- ◇ 化学肥料,化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動の促進のために、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、24市町村の1,475haにおいて有機農業や緑肥の作付け、堆肥の施用などの取組を展開
- ◇ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)については、令和6年3月末までに団体や個人の計54人が認定
- ◇ かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)の認証取得は、66品目、246団体・個人で293件(令和6年3月末現在)

5 担い手確保・育成

- ◇ 認定農業者が抱える経営課題の解決に向けた「かごしま農業経営・就農支援センター」による専門家派遣(34回)や本県農業の次世代を担うリーダーの育成に向けた「かごしま農業次世代トップリーダー塾」を開催
- ◇ 企業等の農業参入を促進するための相談窓口による助言等や企業等農業参入研修会等を開催
- ◇ 「鹿児島県農業労働力支援センター」において、労働力確保に関する情報発信や農業法人等からの相談対応等を実施。また、農福連携に係る研修会の開催や農福連携マニュアルの作成・配布等により、農福連携の取組を推進
- ◇ 新規就農者や新規就業者の確保を図るため、県内外での就農相談活動や県立農業大学校や市町村農業公社等での教育・研修、就農後の経営発展に必要な施設・機械の導入支援等により、令和4年度の新規就農者数は、Uターン者を中心に229人
- ◇ 女性農業者を対象とした各種研修会の開催等により、女性農業経営士認定者数は13人増加し500人
- ◇ 高齢農業者の農作業事故を未然に防ぐ取組として、県内20か所で農作業事故防止現地研修会を開催(859人の高齢農業者が参加)
- ◇ 集落営農研修会を開催し、集落営農を推進するリーダーの育成や経営発展に向けた取組を支援するとともに、「かごしまの農業経営・ 就農支援センター」の専門家を派遣し、インボイス制度への対応についての助言・指導を実施

6 農地利用,基盤整備

- ◇ 農地の集積・集約化に向けて、機構集積協力金や基盤整備事業等を活用し、集中的に地域への支援活動を実施する農地中間管理事業の 重点推進地区への助言・指導等に取り組み、令和5年度の農地中間管理事業による転貸面積は2,033haとなり、制度創設(H26)以降の累 計面積は、九州で最も多い18,238ha
- ◇ 生産性の高い農業生産基盤の整備を推進するため、168地区で、ほ場整備99ha、畑地かんがい整備383ha等を実施
- ◇ 飼料生産基盤の開発・整備や畜産関係施設の整備を6地区(草地造成改良3.76ha,草地整備改良34.48ha)で実施

7 生産振興, 販売・流通等

- ◇ 競争力の強い産地づくりと県産農畜産物のイメージアップを目的に平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開し、令和6年3月末までに、野菜23団体、花き5団体、果物16団体、お茶87団体、畜産24団体、米2団体の計157団体をかごしまブランド団体に認定
- ◇ 研修会等を通じた,売れる米づくりや水田フル活用の取組の推進により,県育成品種である良食味の「なつほのか」の作付が拡大 (713ha→900ha) するとともに,水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金の合計は71.0億円に増加
- ◇ さつまいもの生産安定を図るため健全種いも確保研修会の開催、ドローンなど省力化機械等の導入を支援
- ◇ ピーマン,トマト等の果菜類を対象に、研修会等を通じて、ハウス内の温湿度や炭酸ガス濃度等の制御により増収を図ることが可能な 環境制御技術の導入を推進
- ◇ 高品質果実の生産安定や省力化を図るため、ハウス施設や省力化機械等の導入を支援するとともに、たんかん、大将季等の優良品目・ 品種への改植等や、園内道、用水・かん水施設の整備などを支援
- ◇ 花き農家の経営安定に向けたスプレーギク等の出荷方法の改善により、沖永良部地域においてスマートフラワー規格の出荷体系を確立また、需要が高く有望品目であるトルコギキョウの生産拡大の推進、テッポウユリ初の八重咲き品種「咲八姫」の出荷期間の拡大等に向けた実証を行うとともに、「かごしまの花」のPRのため、「フラワーフェスタinかごしま2024」を開催
- ◇ 「さとうきび増産計画(H27.12月改訂)」に基づき、機械導入等の支援による農作業受託組織の育成や、地域の条件に適した優良種苗の普及、省力化設備等の整備支援による製糖工場の働き方改革への対応など、経営安定に向けた取組を推進

7 生産振興. 販売・流通等(つづき)

- ◇ 『「かごしま茶」未来創造プラン(H31.3月策定)』に基づき、収益性の高い品種への新・改植や抹茶の原料となるてん茶など高収益な茶種への転換、海外輸出に向けた有機栽培茶の生産拡大に向けた取組を支援
- ◇ 肉用牛の生産基盤の維持・強化を図るため、増頭推進リーフレット等を活用した個別巡回、研修会の開催や、各種事業の活用により、 繁殖雌牛の増頭を推進するとともに、畜産クラスター事業等を活用した牛舎等の整備や、コントラクターの活用等を推進
- ◇ かごしま黒豚については、平成27年度に造成した第4系統豚「クロサツマ2015」など系統豚の普及・定着や、かごしま黒豚ブランドの維持・向上に努めるとともに、県畜産試験場において、産肉能力等に優れた新たな「第5系統豚」の造成を実施
- ◇ 県産農畜産物の認知度向上と販路拡大に向け、大消費地の老舗高級果物店(東京)での「かごしまフェア」の開催や、県内外の量販店と連携した「かごしま」を前面に打ち出した販売促進活動を実施するとともに、調理師専門学校(東京、福岡)と連携し、県産農畜産物を活用した体験授業や新メニューの試食会等を開催
- ◇ 県産農畜産物のPRを図るため、かごしまブランドの新しいキャッチコピー「かごしまの推しです。かごしまブランド」を用いたPR ツールの作成、「かごしまの食ウェブサイト」を活用した県産農産物の紹介動画配信や、大手料理レシピサイト内に開設した「鹿児島のキッチン」を活用した料理レシピの紹介などの情報発信のほか、県政広報番組や県公式LINE等によるかごしまブランド産品の紹介など、マスメディアと連携した取組を実施
- ◇ 県産農畜産物の輸出については、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、アジアやアメリカ、EUなどの重点国・地域に対して、重点品目の輸出拡大に向けた戦略的取組を展開
- ◇ 鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、経営改善戦略の作成やその 実現に向けた取組を支援
- ◇ 6次産業化事業者の育成に向け、大隅加工技術研究センターと連携し、6次産業化の基本的な知識や加工技術等に係るセミナーを開催
- ◇ 大隅加工技術研究センターにおいては、県産農産物の付加価値向上に向けた加工・流通技術の研究・開発に取り組むとともに、食品加工事業者等が行う加工品開発や販路拡大等の取組を支援

8 生産性向上

- ◇ 農業開発総合センターでは、県単事業や国の公募型試験研究事業等を活用し、令和5年度は耕種103課題、畜産25課題の計128課題に取り組み、「優良品種の育成(ソラマメ「はるのそら」)」、植付精度や操作性を向上させた「改良型サツマイモ挿苗機」の開発、「有機栽培に適するチャ新品種(「せいめい」「さえあかり」)の選定」、「サツマイモ基腐病が前作発生した圃場における生育後半の薬剤体系防除技術」や「下水汚泥肥料の施用効果」、「奄美地域におけるパッションフルーツの台風回避技術」など、29件の成果
- ◇ ミカンコミバエやアリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病などの侵入病害虫について、まん延防止に向けた防除対策を実施
- ◇ ミカンコミバエについては、令和5年度は7市町において調査用トラップで18匹の誘殺が確認されたが、国が策定したマニュアルに基づき、誘殺板設置などの初動対応を国や市町村等と連携して実施した結果、定着は確認されなかった
- ◇ 令和5年12月に出水市,翌年2月に南さつま市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が発生し,約3.6万羽の鶏を殺処分
- ◇ 令和4年度の出水市のHPAI発生事例において、埋却地から汚水が漏出し、近隣の長迫池において悪臭と汚水が確認される事案について、 池の水質改善を図り、また、漏出や臭いの原因となっていた埋却物の新たな埋却地への移設を実施
- ◇ 令和5年8月に佐賀県の養豚場において九州初となる豚熱の発生が確認され、同年9月に本県を含む九州7県が国からワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、9月27日から養豚場におけるワクチン接種を開始し、同年12月25日に初回接種を完了

9 農業災害防止等

- ◇ 令和5年の農業災害の被害総額は69.6億円で、このうちハウス、畜舎等の農業施設を含む農作物等の被害額が35.3億円(50.6%)、農地、農業用施設の耕地関係の被害額が34.3億円(49.3%)
- ◇ 豪雨などによる災害から人家や農地を守るための防災対策を66地区で実施(農地保全12地区,ため池等整備事業25地区,防災ダム4地区,湛水防除1地区,農村地域防災減災17地区,海岸保全7地区)
- ◇ 桜島降灰により農作物に被害が発生している市町を対象として、降灰被害から農作物を守るビニールハウスや、農作物に付着した降灰を除去する洗浄施設等の整備を支援(88地区)
- ◇ 野生鳥獣による農作物被害を防止・軽減するため、イノシシ(23,429頭)、シカ(22,936頭)などの有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備 (193km) など、市町村被害防止計画に基づく取組を支援
- ◇ 令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は,前年度と比較し,イノシシ等の被害が増加したものの,シカやヒヨドリ等の被害が減少したことから対前年度比90%の約2億9千8百万円

10 農村振興

- ◇ 地域コミュニティの維持に関する取組(農用地の保全,地域資源の活用,生活支援)を行う農村型地域運営組織(農村RMO)の形成のため、モデル地区として2地区を選定し、むらづくりプランナーによる伴走型支援を実施
- ◇ 地域資源活用による交流人口の拡大や農村集落の活性化を図るため、地域資源を活用した農村体験プログラムを企画・開発するとともに、3回のモニターツアーにおける参加者の意見や評価をもとに、内容の充実や受入体制の強化に向けた検討会を開催
- ◇ グリーン・ツーリズムや農泊の推進を図るため、農泊シンポジウム等を開催し、体験型教育旅行(修学旅行)や旅行者の安心安全な受入体制の整備に努めたことにより、令和5年度は、4,159人(前年比:102.1%)の体験型教育旅行生を受け入れ
- ◇ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、多面的機能支払交付金を活用し、農用地・農業用施設等の地域資源の保全活動等を実施(40市町村,48,426ha)
- ◇ 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、集落協定等に基づく荒廃農地の発生防止のための活動を促進するため、中山間地域等 直接支払交付金の活用を推進(27市町村,7,212ha)
- ◇ 熊毛地域では、県単独事業等を活用し、さとうきびの機械化一貫体系の構築に向けた乗用管理機等の整備(11件)や、畜産公共事業等 を活用し草地の整備等(4件)を支援
- ◇ 奄美地域では、本土より高い輸送コストを負担し流通条件が不利であることから、本土産地と同一条件の環境を整えるために、奄美群島振興交付金を活用し、輸送コストの支援を実施
- ◇ 熊毛地域では、地域の特色を生かした営農の確立を支援するため、地形条件にあったほ場整備や畑地かんがい施設の整備、また、農道、 農業水利施設の効果的な長寿命化対策などを28地区で実施
- ◇ 奄美地域では、農業用水の安定的な確保を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定を促進するため、大規模畑地かんがい事業を実施しており、県営事業については、36地区で畑地かんがい施設等を整備